

印西市内の保育園等の利用に関する確認書兼同意書（管外受託用）	
確認事項	
1	（新規申請・継続申請の方）印西市外に居住している児童が印西市内の保育園等を利用するには、保護者のいずれかの就労先が印西市内にあること、または保護者が印西市内で里帰り出産をすることが条件となります。
2	（新規申請・継続申請の方）入園可となった場合、保育の実施期間は最大で年度末までとなります。（里帰り出産を条件として利用する場合は出産予定日を基準として前後2か月間）次年度以降は、指定期間に改めて申請が必要です。
3	（新規申請・継続申請の方）印西市内に就労していた保護者の就労先が印西市内で無くなった場合、または認定が就労以外に変更となった場合は月末で退園となります。ただし、妊娠・出産や育児休業による認定に変更となった場合は、印西市内の元の就労先に復帰することを条件に、継続して在園することができます。
4	（新規申請の方）育児休業からの復帰を条件に入園した場合、入園した月の翌月10日までに復帰する必要があります。 ※居住している自治体が定めている条件も満たす必要があります。
5	（新規申請の方）印西市外に居住している方は、利用調整において、調整指数20（-6点）が適用されます。
6	（新規申請の方）居住している自治体の申請様式に加えて「直近の健診票または母子手帳の健康状況がわかるページの写し」を提出してください。
7	（新規申請の方）居住している自治体の申請様式に加えて「市民税所得割額がわかる書類」を提出してください。提出が無い場合は、最高額を適用して審査を行うため、同点時の優先順位付けにおいて不利となる可能性があります。 ※4月～8月入園：前年度の税額 9月～3月入園：当年度の税額

（あて先） 印西市長

印西市内の保育園等の利用にあたり、以上の記載事項について確認し、同意します。

（署名欄）

年 月 日

住所

保護者名

児童名